

答 申 第 1 号

令和2年11月11日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市情報審査会

会長 千々和 博志

帯広市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年7月2日付け帯商業第203号で諮問のあった下記の件について、次のとおり答申します。

記

平成30年10月29日付け帯商業第297号公文書一部開示決定処分に係る審査請求

答 申

第1 審査会の結論

帯広市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に係る平成30年7月31日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について審査請求人に対し同年10月29日付け帯商業第297号で行った公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）中の理由において「公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあり、帯広市情報公開条例（以下単に「条例」という。）第7条第4号（審議、検討等情報）に該当する。」とした部分はこれを取り消すべきであり（ただし、当該理由により非開示とされている部分については、条例第7条第4号及び第2号の双方を根拠として非開示としており、条例第7条第4号が非該当であっても、同条第2号に該当しているため、非開示とした結論自体は妥当である。）、その余の部分において、実施機関が行った本件処分は妥当である。

第2 事案の概要

1 事実

(1) 公文書開示請求

平成30年7月31日、審査請求人は、実施機関に公文書開示請求書を提出し、次の公文書について開示請求を行った。（本件開示請求の対象文書は、実施機関の複数課で保有しており、保有課毎に区分して、請求を受付している。以下に記載の事項は、本件処分を行った商業まちづくり課分の請求事項である。）

ア 請求事項

帯広圏都市計画第一種市街地再開発事業である「西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」（以下「本件事業」という。）に係る次の文書

(ア) まちづくり基本条例第10条に基づく「パブリックコメント制度」実施の可否を決定した実施機関の会議議事録並びにそれに基づく執行文書

(イ) パブリックコメントを実施する際に実施機関が要領第5条に基づいて作成する下記の資料（そもそも作成していないのであればその旨を、作成したが使わなかったのであればその旨を明確にして）

- a 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- b 計画等の案を理解するために必要な事項

(ウ) 都市計画法、都市再開発法に基づく許認可申請書及び添付資料の一切

(エ) 対象区画に隣接する地主等に意向聴取した資料（説明資料及び聴取記録）

- a 西4条南8丁目
- b 西3条南8丁目
- c その他の隣接地域あるいは関連施設

(オ) 施行（予定）業者に対する信用調査の内容とその結果資料

(カ) 施行（予定）業者との打合せの内容を記録したもの一切

(キ) 権利者集会の案内状及び議事録の一切

(ク) 旧中央・中央第二駐車場に関する補償調査に関する資料

(ケ) 旧中央・中央第二駐車場の処分に関する資料（予定価格決定書、都市再開発法91条及び97条による補償の最終的な金額が記載された書面など）

(コ) 旧中央・中央第二駐車場の不動産鑑定書（複数あれば何れも）及び附属資料一切

(サ) 帯広市における下記の市街地再開発事業について、

- a 許認可申請書
- b 施行業者名と同業者を選定した理由に係る文書
- c パブリックコメントを実施した手続（手順）とその結果に関する資料

(a) 帯広市開広団地地区第一種市街地開発事業（平成26年完了）

- ・帯広市における下記の入札事業について落札した事業者名
 - ・鉄道高架・新駅（平成8年）
 - ・帯広駅北地下駐車場（平成11年）
 - ・広小路アーケード（平成23年）
 - ・駅前新バスターミナル「おびくる」（平成30年）

(2) 開示期限延長決定

平成30年8月14日、実施機関は、審査請求人に対し、公文書開示決定期限特例適用通知書により、開示決定の期限の延長を行った。

ア 条例第12条第1項に規定する開示期限 平成30年8月14日まで

イ 条例第13条に規定する公文書のうちの相当部分について開示決定等をする期限 平成30年8月29日まで

ウ 条例第13条に規定する残りの公文書について開示決定等をする期限 平成30年10月29日まで

(3) 公文書一部開示決定

平成30年8月29日、実施機関は、公文書一部開示決定通知書により、

平成 30 年 8 月 14 日公文書開示決定期限特例適用通知書において、平成 30 年 8 月 29 日までに開示決定等をするとした条例第 13 条に規定する公文書のうちの相当部分について、公文書一部開示決定処分（本件審査請求の対象外）を行った。

ア 開示文書

本件事業に係る以下の文書

- (ア) まちづくり基本条例第 10 条に基づく「パブリックコメント制度」実施の可否を決定した実施機関の会議議事録並びにそれに基づく執行文書
- (イ) パブリックコメントを実施する際に実施機関が要領第 5 条に基づいて作成する下記の資料（そもそも作成していないのであればその旨を、作成したが使わなかったのであればその旨を明確にして）
 - a 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - b 計画等の案を理解するために必要な事項
- (ウ) 対象区画に隣接する地主等に意向聴取した資料（説明資料及び聴取記録）
 - a 西 4 条南 8 丁目
 - b 西 3 条南 8 丁目
 - c その他の隣接地域あるいは関連施設
- (エ) 施行（予定）業者に対する信用調査の内容とその結果資料
- (オ) 旧中央・中央第二駐車場の処分に関する資料（予定価格決定書、都市再開発法 91 条及び 97 条による補償の最終的な金額が記載された書面など）
- (カ) 旧中央・中央第二駐車場の不動産鑑定書（複数あれば何れも）及び附属資料一切
- (キ) 帯広市における下記の市街地再開発事業について、
 - a 許認可申請書
 - b 施行業者名と同業者を選定した理由に係る文書
 - c パブリックコメントを実施した手続（手順）とその結果に関する資料
 - (a) 帯広市開広団地地区第一種市街地開発事業（平成 26 年完了）
 - ・帯広市における下記の入札事業について落札した事業者名
 - ・鉄道高架・新駅（平成 8 年）
 - ・帯広駅北地下駐車場（平成 11 年）
 - ・広小路アーケード（平成 23 年）

・駅前新バスターミナル「おびくる」(平成30年)

(4) 公文書一部開示決定

平成30年10月29日、実施機関は、公文書一部開示決定通知書により、平成30年8月14日公文書開示決定期限特例適用通知書において、平成30年10月29日までに開示決定等をするとして条例第13条に規定する残りの公文書について、公文書一部開示決定処分(本件処分)を行った。

ア 開示文書

本件事業に係る以下の文書

- (ア) 都市再開発法に基づく許認可申請書及び添付資料の一切
 - a 事業計画の認可申請
 - b 事業計画の変更認可申請
 - c 権利変換計画の認可申請
- (イ) 施行(予定)業者との打合せの内容を記録したもの一切
 - a 市が作成した施行者との打ち合わせ報告書
 - b 施行者から提供された協議議事録((1)の7)の「2 議事録」を除く部分)
- (ウ) 権利者集会の案内状及び議事録の一切
 - a 権利者集会の案内状
 - b 権利者集会の議事録
- (エ) 旧中央・中央第二駐車場に関する補償調査に関する資料
 - a 施行者より送付された補償調査に関する資料

イ 開示しない部分の概要及びその理由

- (ア) 氏名、住所、生年月日、署名、職名
公にすることにより、個人の利益を害する情報であり、条例第7条第1号(個人情報)に該当する。
- (イ) 法人の投資予定額及び資産内容、建築工事に係る技術のノウハウ、印影、営業・販売活動の内容、評価、販売計画・方針、協議内容等、法人の内部情報に関する部分
公にすることにより、当該法人の利益を害する情報であり、条例第7条第2号(法人情報)に該当する。
- (ウ) 市と施行者又は各権利者と施行者の協議等に係る部分
公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあり、条例第7条第4号(審議、検討等情報)に該当する。
- (エ) 市と施行者の協議等に係る部分
公にすることにより市が行う事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号(事務事業執行情報)に該当

する。

(5) 審査請求

審査請求人は、平成 31 年 1 月 18 日、帯広市長に対し、平成 30 年 10 月 29 日付で実施機関が審査請求人に行った部分公開処分に係る審査請求書を提出した。

ア 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、「法人の投資予定額及び資産内容、建築工事に係る技術のノウハウ、印影、営業・販売活動の内容、評価、販売計画・方針、協議内容等、法人等の内部情報に関する部分」「市と施行者又は各権利者と施行者の協議等に関する部分」及び「市と施行者の協議等に関する部分」を非公開とした部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

2 非開示情報について

本件処分における文書中、非開示情報を掲載している文書は別表 1（非開示情報掲載文書一覧）、非開示情報は別表 2（非開示情報一覧）のとおりである。

3 条例の規定

(1) 公文書の開示義務

※条例第 7 条本文の規定抜粋

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(2) 非開示情報

ア 個人情報

※条例第 7 条第 1 号の規定抜粋

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例等(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

イ 法人情報

※条例第 7 条第 2 号の規定抜粋

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ウ 審議、検討等情報

※条例第 7 条第 4 号の規定抜粋

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

エ 事務事業執行情報

※条例第7条第5号の規定抜粋

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第3 主たる争点及び主たる争点に関する当事者の主張

1 主たる争点

本件の主たる争点は、本件で非開示とした情報が条例第7条各号に定める非開示情報に該当するか否か、である。

2 主たる争点に関する当事者の主張

(1) 審査請求人の主張

ア まちづくり条例を最大限に尊重した解釈適用について

情報公開条例において、例外的に非開示とするためには、帯広市において、条例第7条所定の非開示事由該当性について、対象を限定的に特定し、その理由を個別具体的に主張立証しなければならない。

帯広市には、まちづくり基本条例があり、市民はまちづくりに幅広く参加する権利を有し市の保有する情報を知る権利を有すると定める。

そして、同条例の位置づけを定めた第3条においては、「市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。」とされ、同条の解説では、「個々の条例は、法体系

上、並列の関係にあります(中略)、本条例を最大限に尊重し、この条例との整合性の確保に努めなければなりません」と述べ、情報公開条例との関係でも解釈、適用の指針となることが明記されている。

本件事業は、平成10年イトーヨーカドー移転以来の懸案であった帯広市中心街の再開発という重要な「まちづくり」に関するものであり、かつ、過去に例のない約26.5億円という巨額の補助金交付を行なうものである。従って、常識的に考えるならば、本件事業に関する情報を積極的に市民に提供し、意見を述べる機会をできる限り保障すべきであるが、帯広市長は、本件事業の遂行にあたり、まちづくり基本条例第10条に基づくパブリックコメントを実施しなかった。

本件開示請求は、このような背景を有するものであり、審査会は、本件情報公開条例の解釈適用にあたっては、まちづくり基本条例を最大限に尊重した解釈適用を行わなければならない。

イ 個人情報(条例第7条第1号)について

「定款」において、「公証人名、印影、所属法務局、公証役場」が非開示とされているが、条例第7条第1号ウは公務員の職務遂行に係る情報は公開する旨を定めているところ、公証人は実質的意義における公務員に当たる(法務省ホームページ)。そのため、条例第7条第1号ウに準じる情報として公開が予定されているから、条例第7条第1号アに該当し、非開示事由に該当しない。

「同意書及び印鑑証明書」「同意書」「道路工事施工承認申請書」等の複数の文書において、「住所」「署名」「印影」「生年月日」等が非開示とされているが、法人代表者(帯広ロータリークラブを含む。)は純然たる個人ではなく法人の機関であり、その情報は法人の業務において用いられる。そのため、法人代表者の「印影」等は、「個人に関する情報」ではなく法人等に関する情報であるところ、開示による法人への具体的な不利益は認められず、法人情報(条例第7条第2号)には該当しない。

なお、過去の事例においても、法人代表者の印影は法人情報該当性が問題とされている(奈良法学12巻1号「情報公開条例訴訟における印影の扱い」104頁以下)。

審査委員についても非開示とされているが、審査委員は都市再開発法に基づく公的な立場にあり、その情報は公にすることが予定されている上、その氏名は審査委員会議事録により明らかとなっている。従って、非開示とする理由はなく、条例第7条第1号アにより開示されるべきである。

「協議会議事録」において、「出席者名、質問者名、回答者名」が非開

示とされているが、この内容は、帯広市とのアルファコート等の交渉担当者を非開示にするというものである。交渉担当者を非開示とする理由はなく、逆に、多額の補助金を支出するに至る経緯を明らかにする意味で開示の必要が大きい。このような交渉担当者は公にすることが予定されているというべきであり、条例第7条第1号アにより開示対象となる。

「施行（予定）業者との打ち合わせの内容を記録したもの一切」の項目において、「相手方の欄」などの部分で「氏名・職名」が非開示とされているが、この内容は、帯広市とのアルファコート等の交渉担当者を非開示にするというものである。しかし、交渉担当者を非開示とする理由はなく（交渉内容について何を非開示とするかは別の問題）、逆に、多額の補助金を支出するに至る経緯を明らかにする意味で開示の必要が大きい。このような交渉担当者は、公表され責任を持って職務に臨むことが予定されているというべきであり、条例第7条第1号アにより開示対象となる。

「権利者集会の案内状及び議事録の一切」の項目において、事務局連絡先が非開示とされているが、アルファコートの連絡窓口を非開示とする理由はなく、案内文送付先等の一定の範囲には当然公開していた情報である。そのため、交渉担当者は、公表され責任を持って職務に臨むことが予定されているというべきであり、条例第7条第1号アにより開示対象となる。

ウ 法人情報（条例第7条第2号）について

非開示事由該当性は、開示のもたらす利益と開示のもたらす支障（法人等の権利や競争上の地位を害するおそれなど）との比較衡量で判断される。

本件では、補助金額が大きいこと、市営駐車場を売却していること、市民の関心が高いことに照らし、開示のもたらす利益が大きい。そのため、開示のもたらす支障は、具体的な主張立証が求められることはもちろん、単なる不安感では足りず、具体的な支障の有無を厳格に判断すべきである。

複数の文書において、「印影」が非開示とされているが、印影の開示により法人の「正当な利益」が害されるとは考え難い。裁判例でも印影の法人情報該当性は否定されている（大阪高判平成10年11月11日等）。従って、印影は法人情報に該当しない。

アルファコートの「定款」において、「請求対象の登記簿管理番号」が非開示とされているが、登記簿管理番号の悪用等は想定できず、当該番

号は法人のノウハウと無関係であるから、当該番号の開示により法人の「正当な利益」が害されるとは考え難く、非開示事由に該当しない。

「設計図」「平面図」において、「図面」が、「断面図」において「分譲マンション棟の部屋タイプ、間取り」が非開示とされているが、図面や間取り等は法人のノウハウ等と無関係である上、これらの情報は事業計画の書面において一定の範囲で既に開示されているから、開示により法人の「正当な利益」が害されるとは考え難く、非開示事由に該当しない。

「権利変換計画の認可申請」の項目で記載された文書について、「宅地の価額」「面積」「各階の室名」「床仕上」等の多岐に渡る項目が非開示とされているが、いずれも、開示により法人の「正当な利益」が害されるとは考え難く、現に帯広市からもこの点について具体的な主張立証がない。さらに、帯広市は、地権者全員の同意を前提とする個人施行事業の当事者としての立場から当然承知しており、本件事業に同意するか否かの判断要素であるから、その内容や経緯を市民に報告=情報提供するのは当然である。従って、非開示事由に該当しない。以下、各項目毎に補足する。

- ・宅地等の価額等（評価額、概算額等を含む。）を非開示とした点については、補償額を秘匿する趣旨を含むものと考えられる。しかし、土地の買収価格が非開示事由に当たらないとされることに照らし（最判平成17年10月11日判例タイムズ1195号104頁）、不開示にされる理由がない。
- ・面積に関する事項（面積、共有持分、建蔽率、容積率等）は、これ自体からは補償額が算定できない上、開示によって法人の「正当な利益」が害されることはない。
- ・各階の室名も、特に保護に値する秘密ではなく、開示しても法人の「正当な利益」は害されない。
- ・床仕上等の仕様にする事項は、法人のノウハウ等を含む内容ではなく、開示しても法人の「正当な利益」は害されない。
- ・「測量者名」「資料作成法人名」は、これが明らかとなっても測量者や資料作成法人への不利益が想定できず、開示しても法人の「正当な利益」は害されない。

「施行（予定）業者との打ち合わせの内容を記録したもの一切」の項目において、報告書本文の「法人等の内部情報に関する部分」が非開示とされている。内容が不明であるため審査会で判断頂くほかないが、以下の点にご留意されるべきである。即ち、

- ・非開示とされるためには法人の「正当な利益」が具体的に侵害されることが必要であるが、以下のように具体的な侵害が想定できない。

- ・「協議内容」によって法人の競争上の地位が害されるとは考え難い。

前述したように、そもそも帯広市は地権者全員の同意を前提とする個人施行事業の当事者として参加する立場であるから、この立場からは、「法人の競争上の地位」を強調することは背理である。

- ・「販売計画・方針」「投資予定額」等は、2～3年前の内容であり、補償額の交渉が進んだ現在において法人を害することはなく、これらの情報が明らかになることでテナントとの交渉が不利になる事態も想定できない。

- ・「資産内容」は、特に秘匿する理由がない。特に、アルファコートは本件の西3・9の再開発事業のために設立された会社であり、その資産は事業のための資産であり、むしろ積極的に開示されるべき内容である。従って、開示しても法人の「正当な利益」を害しない。

「権利者集会の案内状及び議事録の一切」の項目において、「投資予定額」「評価」「営業・販売活動」等が非開示とされているが、デベロッパーは既に決定しており、現在では開示しても法人の「正当な利益」は害しない。

エ 審議、検討等情報（条例第7条第4号）について

「施行（予定）業者との打ち合わせの内容を記録したもの一切」において「報告書本文」の「市と施行者の協議等」の部分が非開示とされている。この点、内容が不明であるため審査会で判断頂くほかないが、以下の点にご留意されるべきである。

- ・市民にどのような混乱がもたらされ、圧力・干渉等によりどのような支障が生じるのか、抽象的な内容に留まる。特に、本件条例は率直な意見交換等が「不当に」損なわれる場合を問題とするが、「不当」であることを基礎付ける事情は全く不明である。

- ・条例第7条第4号は、「市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部」と規定している。この中に民間団体が入らないことは明らかである。この非開示事由は行政機関内部の意思決定過程における文書を想定しており、外部の民間団体との交渉過程は審議、検討等情報に当たらない。

- ・本件事業の主たる部分は補償金や施設建築物の工事であり、これらに関する意思決定は既に終了している。非開示とした箇所の大半は意思決定が終了した部分に係る記載であると考えられ、現在では開示することが相当である。

非開示事由の対象となるのは、率直な意見の交換等が「不当に」害される場合である。しかし、本件事業は既に開始されている上、旧中央・中央第二駐車場の処分は終了しているため、これらに関する意思形成は終了している。そのため、本件事業や上記駐車場の処分に関する情報は、公開しても差し支えなく、むしろ意思形成過程が公になり、批判がされ、十分な再検討がされることこそが、公正で合理的な行政運営をもたらす。

また、仮に審議、検討又は協議に関する記述に該当するとしても、議論の経過やその具体的な内容ではなく、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

オ 事務事業執行情報（条例第7条第5号）について

「交渉」として旧中央・中央第二駐車場の補償金額に関する交渉が考えられる。しかし、上記駐車場は処分済みであり交渉が終了している上、公開が将来の同種事業に影響するとも考え難い。そのため、帯広市の財産上の利益等を害するおそれはない。

その他、「著しい支障」を及ぼす情報が含まれるとも考え難い。むしろ本件事業に関する情報は、開示することにより、補助金支出の透明性を高め、帯広市民の信頼性確保を図ることができる。

以上の理由から、非開示事由には該当しない。

(2) 実施機関の主張

ア 個人情報（条例第7条第1号）について

「氏名、住所、生年月日、署名、印影」は、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第7条第1号に該当し、当該部分を非開示とした。なお、これらの部分は、条例第7条第1号ただし書きにも該当しない。

公証人は、国家公務員法第2条に規定する国家公務員の職に属さないものであり、条例第7条第1号ウに規定する「公務員等」にあたらない。また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているのではなく、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1号に該当し非開示としたものである。

審査委員の氏名については、平成30年1月19日産業経済委員会において審査委員3名の氏名を答弁するなどして秘匿はしていないが、自筆署名については、筆跡を模倣され、悪用されるおそれがあり、印鑑登録証明書に表示されている印影（実印）・生年月日・住所や署名を開示することは、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当するとして非開示としたものである。

「協議議事録」「打ち合わせの内容を記録したもの」及び「権利者集会の案内状及び議事録」のそれぞれに記載されている職氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1号に該当し非開示としたものである。

イ 法人情報（条例第7条第2号）について

「法人の投資予定額及び資産内容、建築工事に係る技術のノウハウ、印影、営業販売活動の内容、評価、販売計画・方針、協議内容等、法人等の内部情報」に関する部分は、いずれも法人に関する情報に当たるものである。

これらの情報は、営業・販売活動に関する情報や経営内容、資金内容等の信用に関する情報など、専ら法人等の内部に関する情報に該当するものであり、これらの情報を開示すれば、法人等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号アに該当し、当該部分を非開示とした。

本件処分で非開示とした部分は、都市再開発法に基づく事業計画の縦覧等に供する資料ではなく、公開を想定している情報ではない。

審査請求人は、補償金額について、最判平成17年10月11日判決を引用し、非開示事由に該当せず、開示すべきと主張しているが、この事件は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて行われた土地買収の事案において「この法に基づく買収価格については、近傍類地の取引価格を考慮して算定した当該土地の相当な価格となり、当事者間の自由な交渉の結果が反映することは比較的少ないという点を踏まえ、土地価格は性質上推認しうるものであることから開示すべき」と判示したものである。

しかしながら、西3・9再開発事業は、権利変換の手続きに関し全員同意型権利変換方式を採用したから、等価均衡原則は適用されず、補償価額を交渉により定めることもできる。従って、審査請求人が引用する判決は本件とは事案を異にする。

本件文書の印影は、印鑑証明書も併せて開示されていることから判るとおり、いわゆる実印である。印影（実印）は、法人等が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものである。請求書等に押捺された印影と情報の性質が異なり、その固有の形状が各種書類等の真正を示す認証的機能を有するものであり、公にすることによる偽造などの悪用がなされれば、法人の権利利益を害するおそれがある。こうしたことを踏まえ、印影をみだりに公開することにより、法人等に著しい不利益を

与えることは明らかであるため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

定款における登記簿管理番号については、そもそも定款は、上場会社等のものを除き、その閲覧は会社法第31条第2項より株主及び会社の債権者に限定され、一般の者は閲覧することができない。従って、定款は一般的に公表されている情報とは認められないため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

図面に記載のある間取りやレイアウト等については、開示決定時点において一般には公にされていない権利者等が取得する建物の施設計画に関する情報である。これらの情報を開示すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。また、これらは実施設計を行った設計者が創意と工夫をこらしたものであり、これらの情報を開示すると、設計者の技術的ノウハウが明らかとなることから、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

なお、「事業計画の書面において一定の範囲で既に開示されている」と審査請求人が主張している点につき、開示した計画の作成時期や計画の性質等が異なるため、それぞれ次のとおり説明する。

- ・請求人が主張する一定の範囲で開示している事業計画は、当初申請（平成29年7月）の計画である。この当初申請は、構想段階の計画として施行者が作成したものであり、開示決定時点の計画と異なることなどを踏まえ、事業計画とその図面等を開示した。
- ・事業計画の第1回変更申請（平成29年12月）及び権利変換計画（平成30年1月）は、実施設計を反映したものである。
- ・事業計画の第1回変更申請及び権利変換計画は、施行者と関係権利者が、法に定める権利変換で取得する建物の構成等の協議調整を深めた上で作成されたもので、公のものではない資産内容や内部情報があることに加え、設計者の技術のノウハウに関する情報であり、これらの情報を開示すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

「権利変換計画の認可申請」に関する非開示事由を、以下、項目毎に説明する。

- ・宅地等の価額等は、一般に公にされていない法人の資産に関する情報である。
- ・施設建築物の面積に関する事項は、開示請求時点において登記等は

されておらず、公のものではない資産内容や内部情報等であるため、その時点において、これらの情報を開示すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

・各階の室名は、公にされていない法人の資産内容や販売計画・方針等が明らかになるもので、これらの情報を開示すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

・床仕上等の仕様に関する事項は、開示請求時点において、建設途中でもなく、内部はもちろん外観を確認できる手立てもない。このことから、公にされていない法人の資産内容であるため、これらの情報を開示すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

・測量者名、資料作成法人名については、施行者であるアルファコート帯広が委託した業務に関するもので、公にされていない法人の取引先名であり、営業・販売活動の内容であることからこれらの情報を開示すると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

施行（予定）業者との打ち合わせの内容を記録したものについて

・販売計画・方針は、実現の有無に関わらず、様々な主体との交渉等に関する計画や方針、見通しや展望等が該当するものである。審査請求人が主張するとおり、2～3年前の内容が含まれていたとしても、一般に公にされていない販売計画・方針に関する情報を開示することは法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

・資産内容については、公にされていない従前建築物ないしは従後建築物の資産内容を明らかにすることは、実質的に資産を有している関係権利者の資産内容の特定又は類推が可能となるもので、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

・分譲マンションデベロッパーは決定しており、平成31年3月頃よりマンションの販売も開始されていることは事実であるが、その選定に当たり関係権利者がデベロッパーを評価した事項や、投資予定額などは、公にされていない情報であり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非開示としたものである。

ウ 審議、検討等情報（条例第7条第4号）について

「市と施行者又は各権利者と施行者の協議等」に関する部分は、条例

第7条第2号に該当する情報のほか、次のとおり審議、検討等情報にも当たる。

西3・9再開発事業が、市の内部や、国や北海道、施行者や関係する団体と多岐に渡る協議を重ねながら現在進行中の事業であることに鑑みると、これらの情報は、意思決定の途上の未成熟な情報であり、市民に誤解や憶測を与えるおそれがあることから、「公にすることにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当する。

また、今後においても様々な意思決定を行いながら事業を進めていく必要があることに鑑みると、今後の意思決定に当たっても、様々な選択肢を検討し施行者などと自由な意見交換を行う必要があるところ、店舗棟の出店テナント候補など未成熟な情報を開示することにより、外部から圧力や干渉などを受け、意思決定が歪められる可能性があり、更に、未成熟情報などが公開され、市と施行者などが率直な情報交換ができなくなる事態になれば、今後事業の進行に大きな支障を与えることとなることから、「公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるもの」にも該当する。

条例第7条第4号に規定する「市及び国等の内部又は相互間」の「内部」の中には、民間団体の相互間における審議、検討等も含まれるものとして条例を制定し運用している。実質的に考えても、市は様々な事業や場面で、国や北海道といった公的機関のみならず、民間団体とも広く協議を行なっているが、公的な機関との協議結果と民間団体との協議結果とでは未成熟な情報を開示することにより市民に誤解や憶測を与える影響などについて大きな差はないから、条例第7条第4号における非開示事由に民間団体との協議結果を排除する合理的な理由もない。

エ 事務事業執行情報（条例第7条第5号）について

「市と施行者の協議等」に係る部分は、条例第7条第2号及び同条第4号に該当する情報である上、更に事務事業執行情報にも当たる。

審査請求人は、旧中央・中央第2駐車場の補償金額に関する交渉を挙げ、旧中央・中央第2駐車場は既に処分済みであることを理由として、非開示事由に該当しない旨を主張しているが、その点も含め、「市と施行者の協議等」に係る部分は、市街地再開発事業の契約又は交渉に係る情報が含まれ、他の権利者の補償金額とも密接に関連しており、公にすることにより、当事者間の信頼が損なわれ、市街地再開発事業の関係者の理解や協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれ等があることから、条例第7条第5号に該当し、当該部分を非開示としたものである。

第4 審査会の判断

1 個人情報（条例第7条第1号）の該当性について

（1）条例の解釈

本号は、個人に関する情報を最大限保護する観点から個人に関する情報は、非開示とすることを定めたものである。

その一方で、本号ただし書では、一般的に当該個人の利益保護の観点から非開示とする必要のないもの又は保護利益を考慮しても開示する必要性が認められるものについては、開示することとしたものである。

（2）非開示情報の内容

本号に係る非開示情報（以下「非開示情報①」という。）は、別表2の整理番号1にある「再開発事業に係る権利者、施行者、審査委員等の氏名、署名、職名、所属、印影、住所、生年月日及びメールアドレス」であり、個人に関する情報である。

これらの情報には、整理番号（1の1）にある「公証人」、整理番号（1の2）にある「審査委員」、整理番号（1の3）にある「施行者の職員」が、それぞれの職務を遂行した際の個人に関する情報が含まれている。

（3）判断

ア 条例第7条第1号本文の該当性

非開示情報①は、全て特定の個人を識別できる個人に関する情報であり、条例第7条第1号本文に定める個人に関する情報であると認められる。

イ 条例第7条第1号ア及びウの該当性

次に、次の情報が条例第7条第1号ウに規定する公務員等の職務遂行情報に該当するかについてそれぞれ検討する。

（ア）公証人に係る情報

公証人は、法務省ホームページにおいて「実質的意義における公務員に当たる」とはされているものの、「国家公務員法上の公務員ではありません」と記載されているとおり、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員の職には属さない者である。それ故、条例第7条第1号ウに規定する公務員等に該当するとはいえない。

また、条例第7条第1号アに規定する「公にすることが予定されている情報」とは、何人でも閲覧することができたり、一般に公表されている、又はそれが予定されている情報をいうものであり、国家公務員に準じた職務内容であったとしても、このことをもって、公証人の情報の公表が予定されているとはいえず、条例第7条第1

号アに規定する公にすることが予定されている情報には該当しない。

(イ) 審査委員に係る情報

審査委員は、都市再開発法第7条の19の規定により、個人施行者が選任するものであり、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員の職には属さない者であり、それ故、条例第7条第1号ウに規定する公務員等に該当するとはいえない。

また、公にすることが予定されている情報とは、前記(ア)に示したとおりであるところ、審査委員の氏名に関しては、市議会の産業経済委員会において公表されているが、これは審査委員としての職務に関する範囲に限って公開されているものと考えられる。しかし、本件における非開示情報である署名、印影、住所、生年月日は、職務とは別の個人に関する情報であり、条例第7条第1号アに規定する慣行として公にすることが予定されている情報とは解されない。

そして、氏名は公表されている場合であっても、署名については、筆跡を模倣され、悪用されるおそれがないとはいえず、また、印影は、印鑑登録証明書に表示されている実印であって真正を担保する意義に鑑み、条例第7条第1号本文に定める個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

(ウ) 施行者の職員に係る情報

施行者の職員は、民間事業者に属する職員ないし従業員であり、その情報は、条例第7条第1号ウに規定する公務員等の職務遂行情報に該当しない。

また、公にすることが予定されている情報とは、前示のとおりであるところ、多額の補助事業であっても、これに係る施行者の職員の情報の公表が予定されているとはいえない。従って、条例第7条第1号アに規定する、公にすることが予定されている情報には該当しないというべきである。

ウ 以上から、非開示情報①は、条例第7条第1号の非開示情報に該当し、本件処分のうち、これを非開示とした部分は適法である。

2 法人情報(条例第7条第2号)の該当性について

(1) 条例の解釈

条例第7条第2号は、情報公開制度により法人等又は事業を営む個人の正当な利益が害されることを防止する観点から、非開示情報を定めると共に、公益上の理由から、法人等又は事業を営む個人の利益を害するとして

もなお公開すべき情報について定めたものである。

法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められている。このため、公開することにより当該法人等又は当該個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については、本号本文及びアで非公開とする措置を講じつつ、本号ただし書において、人の生命、身体等の保護のため必要な情報について公開する措置を講じたものと解される。

(2) 非開示情報の内容

本号に係る非開示情報（以下「非開示情報②」という。）は、別表2の整理番号2にある「権利者の権利変換の内容・内訳（権利変換に係る土地建物の変換前、変換後の持分、価格、面積、評価額、概算額等）」、整理番号3にある「施行者の事業経営方針、経営内容等の内部情報（営業・販売活動の内容、販売計画・方針、資産内容、投資予定額、取引先、協議内容等、法人等の内部に関する情報）」、整理番号4にある「設計図面中の建築物の仕上、仕様等、建築物の間取り、レイアウト、面積、室名等」、整理番号5にある「法人の印影」、整理番号6にある「登簿管理番号」である。

(3) 判断

ア 条例第7条第2号本文の該当性

非開示情報②は、全て再開発事業に係る法人の情報であり、条例第7条第2号本文に定める法人に関する情報であると認められる。

イ 条例第7条第2号アの該当性

次に、次の情報が条例第7条第2号アに規定する「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかについてそれぞれ検討する。

(ア) 権利者の権利変換の内容・内訳

非開示情報②のうち、権利者の権利変換の内容・内訳については、権利変換に係る土地建物の変換前、変換後の持分、価格、面積、評価額、概算額等の情報であり、権利者の資産や資産運用に関する情報である。

これらの情報は、通常外部からは知り得ない事業活動に関するものであるため、これらを開示すると法人等の正当な利益を害するおそれがあると考えられ、従って、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

(イ) 施行者の事業経営方針、経営内容等の内部情報

非開示情報②のうち、施行者の事業経営方針、経営内容等の内部情報については、営業・販売活動の内容、販売計画・方針、資産内

容、投資予定額、取引先、協議内容等、法人等の内部に関する情報の情報であり、施行者の事業経営や事業活動に関する情報である。

これらの情報は、通常外部からは知り得ない事業経営や事業活動に関するものであるため、これらを開示すると法人等の正当な利益を害するおそれがあると考えられ、従って、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

(ウ) 設計図面の記載事項

設計図面における非開示情報は、建築物の仕上、仕様等、建築物の間取り、レイアウト、面積、室名等である。

これらの情報は、施行者が設計者に依頼して作成した建築に係る技術上のノウハウに当たる情報であると考えられる。そうすると、これを開示した場合、容易にノウハウ等が流出する可能性があり、その結果、法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。それ故、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

(エ) 印影

印影については、当該印影は全て印鑑登録証明書が添付されている実印である。そして、実印に関しては、当該法人等の意思によらないで公開されると、その印影を複写することで他人に悪用されるなどの危険性がないではなく、今日もなお有する実印の意義や重要性に鑑み、その正当な利益を害するおそれがあるから、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

(オ) 登簿管理番号

登簿管理番号については、会社定款の電磁的記録に付された番号であり、同一の情報の提供を請求する際に使われるものである。これが当該法人等の意思によらないで公開されると、他人に悪用されるなど、その正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

ウ 以上から、非開示情報②は、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、本件処分のうち、これを非開示とした部分は適法である。

3 審議、検討等情報（条例第7条第4号）の該当性について

(1) 条例の解釈

条例第7条第4号は、行政における審議、検討等に関する情報について、非開示情報としての要件を定めたものである。

行政における内部的な審議、検討等に関する情報の中には、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように未成熟な情報が多く含まれており、これらの情報がそのまま公開されると、率直な意見の交換が

損なわれたり、市民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるので、これを防止する必要があることから非開示とされる情報を示したものと解される。

一方で、審議、検討等の段階における意思形成過程情報は、市民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、市が市政を市民に説明する責務を全うするように配慮すべき情報という性質も併せもつものであることから、適用にあたっては慎重かつ総合的な判断が求められる。

(2) 非開示情報の内容

本号に係る非開示情報（以下「非開示情報③」という。）は、別表2の整理番号（3の1）及び整理番号（3の2）にある「市と施行者の協議内容」である。

(3) 判断

条例第7条第4号の対象となる情報は、「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とされているが、このうち「市及び国等の内部」に、市はともかくとして、「施行者」が含まれるかについて検討する。

この点、実施機関は、同号に規定する「市及び国等の内部又は相互間」の「内部」の中には、市及び国等と民間団体の相互間における審議、検討等も含まれるものとして条例を制定し運用しているとし、実質的に考えても、市は様々な事業や場面で民間団体とも広く協議を行なっている、と主張する。

なるほど、帯広市が民間団体と協議を行う事案は少なくなく、そこにおける審議、検討等の中立性などの要請も斟酌する必要があると思われる。しかしながら、この「市及び国等の内部」には、条例の文理解釈からして民間団体を含むと解することはできず、また実質的に考えても、民間団体の性格や在り方等は様々であって、それらとの協議を通じてこのうちどれを「市及び国等の内部」と評価できるかという限度や限界を画することは困難といわざるを得ない。そうすると、ここでは、行政機関の内部又は相互間における情報をいうのであり、民間事業者を含むと解することはできない。従って、市と施行者の協議内容は、条例第7条第4号に規定する非開示情報には当たらないこととなる。

よって、非開示情報③は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しないことから、本件処分のうち、同号を理由とした部分については不適法である。

もっとも、他方で、当該理由により非開示とされている部分については、条例第7条第4号及び第2号の双方を根拠として非開示としていると

解される。そこで、当該内容に照らせば、条例第7条第4号が非該当であっても、同条第2号には該当するものと認められる。そのため、非開示とした結論自体は妥当と考えられる。

4 事務事業執行情報（条例第7条第5号）の該当性について

（1）条例の解釈

条例第7条第5号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、非開示情報を定めたものである。

本号に該当する情報を公開すると、特定の者に利益を与え、又は市民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は市民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

一方で、行政の透明性をさらに高め、開かれた市政を確立していくため、公開することによる利益を考慮すべき情報という性質も併せ持つものであることから、適用にあたっては慎重かつ総合的な判断が求められる。

（2）非開示情報の内容

本号に係る非開示情報（以下「非開示情報④」という。）は、別表2の整理番号（3の2）にある「市と施行者の協議内容」であり、市と施行者の契約及び交渉に係るものである。

（3）判断

非開示情報④は、市と施行者の契約及び交渉に係る情報であり、これを公にすることにより、当事者間の信頼が損なわれ、関係者の理解や協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすとの実施機関の主張は、本件においては一定程度の理由があり、条例第7条第5号に定める「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たると認められる。

よって、非開示情報④は、条例第7条第5号イの非開示情報に該当し、本件処分のうち、これを非開示とした部分は適法である。

第5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付帯意見

情報公開制度は、条例第1条に規定されているとおり、「市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に資すること」を目的としている。

その具体的な手法の柱の一つは、情報公開請求に基づき、公文書を開示することであり、もう一方の柱は、情報提供の総合的推進として条例第33条及び第34条に定めるとおり、市の保有する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報提供の総合的推進に努めること、また、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めることである。

本件の情報公開請求は、市民の関心の高い、大型の再開発事業に係るものであり、市民がその事業に関する情報を知りたいと考えることは、自然なことといえるから、実施機関としても、審査請求に至る以前により多くの情報提供を行える場面はあったと考えられる。

本件に対する判断は、結論のとおりであるが、今後においては、時間の経過を経て、開示することができる状況となった情報に関しては、その段階で速やかに公開して情報を提供するなど、市民に説明する責務を全うし、市民の理解と信頼が深まるよう積極的に努めることを強く求めるものであり、審査会の意見として付記する。

第7 審査会の処理経過

令和元年7月2日	諮問実施機関から諮問書を受理
令和元年7月19日	実施機関に対し、公文書の内容を整理した資料の提出について通知
令和元年8月7日	(審査請求人から上申書を受理) (口頭意見陳述の実施を希望する旨を確認)
令和元年8月9日	実施機関から公文書の内容を整理した資料を受理
令和元年8月21日	審議(第1回)
令和元年8月26日	審査請求人に対し、意見書の提出について照会
令和元年9月17日	審査請求人から意見書を受理
令和元年9月18日	実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
令和元年10月9日	実施機関から理由説明書を受理
令和元年11月14日	審議(第2回)
令和元年11月26日	実施機関に対し、事実の陳述について通知
令和元年11月27日	実施機関に対し、参考資料の提出について通知
令和元年11月28日	実施機関から事実の陳述に係る報告を受理
令和元年12月5日	実施機関から参考資料を受理
令和2年1月23日	審査請求人及び代理人の口頭意見陳述 実施機関の事実の陳述

審議（第3回）

令和2年1月24日 実施機関に対し、事実の陳述について通知

令和2年1月28日 実施機関から事実の陳述に係る報告を受理

令和2年2月20日 実施機関の事実の陳述

審議（第4回）

令和2年11月11日 答申

第8 帯広市情報審査会委員（五十音順）

阿部 勝利

岩倉 雄一

千々和 博志 会 長

野原 香織 会長職務代理者

三井 麻美

別表1 非開示情報掲載文書一覧

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
1	①事業計画の認可申請に係る書類	2017/6/1 協議議事録
2	①事業計画の認可申請に係る書類	2017/6/13 協議議事録
3	①事業計画の認可申請に係る書類	印鑑証明書 ※アルファコート帯広西3・9地区開発㈱
4	①事業計画の認可申請に係る書類	原本証明
5	①事業計画の認可申請に係る書類	借家権者証明書 ※計12者
6	①事業計画の認可申請に係る書類	借地権者証明書
7	①事業計画の認可申請に係る書類	帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 個人施行認可申請書
8	①事業計画の認可申請に係る書類	帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 個人施行認可申請書の提出について
9	①事業計画の認可申請に係る書類	定款 ※アルファコート帯広西3・9地区開発㈱
10	①事業計画の認可申請に係る書類	同意書及び印鑑証明書 ※根抵当権者 計2者
11	①事業計画の認可申請に係る書類	同意書及び印鑑証明書 ※帯広ロータリークラブを除いた土地所有者、 借地権者、借家権者 計15者
12	①事業計画の認可申請に係る書類	同意書及び印鑑登録証明書 ※帯広ロータリークラブ
13	①事業計画の認可申請に係る書類	道路工事施行承認申請書
14	①事業計画の認可申請に係る書類	未登記物件所有者
15	②事業計画の変更認可申請に係る 書類	建築意匠図 1階平面図～R階平面図 10枚
16	②事業計画の変更認可申請に係る 書類	建築意匠図 断面図(2)

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
17	②事業計画の変更認可申請に係る書類	建築意匠図 立面図ー 1
18	②事業計画の変更認可申請に係る書類	事業計画書 4の(2)設計図 P11～19
19	②事業計画の変更認可申請に係る書類	事業計画書 4の(2)断面図 P22
20	②事業計画の変更認可申請に係る書類	帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 事業計画変更認可申請書の提出について
21	②事業計画の変更認可申請に係る書類	店舗棟 立面図(1)
22	②事業計画の変更認可申請に係る書類	同意書 ※帯広ロータリークラブ
23	②事業計画の変更認可申請に係る書類	同意書 ※帯広ロータリークラブを除く14者
24	②事業計画の変更認可申請に係る書類	立面図
25	③権利変換計画の認可申請に係る書類	3～8階平面図及び9～19階平面図 ※分譲マンション棟 ※計2枚
26	③権利変換計画の認可申請に係る書類	Bブロック 分譲MS棟 仕様設定シート ※計4枚
27	③権利変換計画の認可申請に係る書類	印鑑証明書 ※計11者
28	③権利変換計画の認可申請に係る書類	印鑑登録証明書 ※審査委員3者
29	③権利変換計画の認可申請に係る書類	印鑑登録証明書 ※帯広ロータリークラブ

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
30	③権利変換計画の認可申請に係る書類	建物求積図、1階平面図、2～4階平面図及び5・R階平面図 ※Cブロック自走式駐車場 ※計4枚
31	③権利変換計画の認可申請に係る書類	建物求積図及び1階平面図 ※Aブロック自走式駐車場 ※計2枚
32	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換計画概要説明書 3 現況権利評価集計表、4 施設建築敷地等の概要及び施設建築敷地等の価額の概算額
33	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換計画概要説明書 6-1 従前権利評価額一覧表
34	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換計画概要説明書 6-2 権利変換総括表
35	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換計画書 (一) 施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を与えられることとなるもの及び施行地区内の建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項
36	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換計画書 (五) 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利のうち (一)、(三) 及び (四) 以外の部分の明細、その帰属並びにその管理処分の方法
37	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換計画認可申請書

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
38	③権利変換計画の認可申請に係る書類	権利変換後敷地図
39	③権利変換計画の認可申請に係る書類	仕上共通事項 外部仕上表（店舗棟）
40	③権利変換計画の認可申請に係る書類	事務所棟 A・B 1階平面図及び2～3階平面図 ※計2枚
41	③権利変換計画の認可申請に係る書類	事務所棟 A・B 仕上共通事項・外部仕上表
42	③権利変換計画の認可申請に係る書類	事務所棟 A・B 内部仕上表1～3 3枚
43	③権利変換計画の認可申請に係る書類	借家権者証明書 ※計12者分
44	③権利変換計画の認可申請に係る書類	借家権消滅希望申出書 ※計11者分
45	③権利変換計画の認可申請に係る書類	借家権消滅希望申出書 ※帯広ロータリークラブ分
46	③権利変換計画の認可申請に係る書類	借地権者証明書
47	③権利変換計画の認可申請に係る書類	設計概要書 ※Aブロック 自走式駐車場
48	③権利変換計画の認可申請に係る書類	設計概要書 ※Cブロック 自走式駐車場
49	③権利変換計画の認可申請に係る書類	測量実測図（従前地） ※計5枚
50	③権利変換計画の認可申請に係る書類	帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 第1回審査委員会議事録
51	③権利変換計画の認可申請に係る書類	帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 第2回審査委員会議事録

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
52	③権利変換計画の認可申請に係る書類	店舗棟 求積図、面積表及び各階平面図 ※計 2 枚
53	③権利変換計画の認可申請に係る書類	土地調書
54	③権利変換計画の認可申請に係る書類	同意書 ※租税特別措置法に基づく審査委員同意書
55	③権利変換計画の認可申請に係る書類	同意書 ※帯広ロータリークラブ
56	③権利変換計画の認可申請に係る書類	同意書 ※帯広ロータリークラブを除いた土地所有者、 借地権者、借家権者、根抵当権者 計 19 枚
57	③権利変換計画の認可申請に係る書類	同意書 ※法第 84 条審査委員同意書
58	③権利変換計画の認可申請に係る書類	内部仕上表（店舗棟）
59	③権利変換計画の認可申請に係る書類	配置図、平面図、立面図、断面図 ※宮坂建設工業 計 15 枚
60	③権利変換計画の認可申請に係る書類	配置図、平面図、立面図、断面図 ※旧ヨーカドービル 計 9 枚
61	③権利変換計画の認可申請に係る書類	配置図、面積表、平面図、立面図 ※旧中央・中央第二駐車場 計 10 枚
62	③権利変換計画の認可申請に係る書類	配置図、面積表、平面図、立面図 ※経済センタービル 計 14 枚
63	③権利変換計画の認可申請に係る書類	物件調書 ※計 17 者
64	③権利変換計画の認可申請に係る書類	物件調書 ※帯広ロータリークラブ

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
65	③権利変換計画の認可申請に係る書類	未登記物件の所有について
66	③権利変換計画の認可申請に係る書類	用途区分図 ※1階平面図～PH階平面図 計10枚
67	④施行業者との打合せ記録	平成28年4月15日付 旧イトーヨーカドービル街区の再開発について
68	④施行業者との打合せ記録	平成28年6月23日付 西3・9周辺地区 アルファコート打ち合わせ
69	④施行業者との打合せ記録	平成28年6月30日付 西3・9周辺地区 アルファコート電話聴取
70	④施行業者との打合せ記録	平成28年8月3日付 西3・9周辺地区 ○○○○
71	④施行業者との打合せ記録	平成28年8月19日付 西3・9周辺地区 ○○
72	④施行業者との打合せ記録	平成28年8月24日付 西3・9周辺地区 借家権者からの同意書について
73	④施行業者との打合せ記録	平成28年8月30日付 西3・9周辺地区 商工会議所の状況等について
74	④施行業者との打合せ記録	平成28年8月31日付 西3・9周辺地区 借家権者の同意書について
75	④施行業者との打合せ記録	2016/9/16(金)付 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業 権利者集会
76	④施行業者との打合せ記録	平成28年9月16日付 中央駐車場の処分、西3・9周辺地区事業に関する打ち合わせ
77	④施行業者との打合せ記録	平成28年10月4日付 都決手続きの遅滞の恐れについて
78	④施行業者との打合せ記録	平成28年10月7日付 西3・9 宮坂側駐車場の計画確定について

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
79	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 10 月 13 日付 都市計画課からの指摘を踏まえた要請
80	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 10 月 18 日付 都市計画決定手続きについて
81	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 11 月 8 日付 西 3・9 市営駐車場の補償費について
82	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 11 月 11 日付 西 3・9 施行認可申請の遅れについて
83	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 11 月 14 日付 補償金による転出について
84	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 11 月 21 日付 今後のスケジュールについて（権利者協議の状況等）
85	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 11 月 22 日付 今後のスケジュール等について
86	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 11 月 30 日付 工事期間の延長について（住宅部分高層化）
87	④施行業者との打合せ記録	平成 28 年 12 月 5 日付
88	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 1 月 13 日付 アルファコート打ち合わせ
89	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 1 月 18 日付 西 3・9 周辺地区 ○○ ○○打ち合わせについて
90	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 1 月 25 日付 1/31 まちなか活性化懇談会○○○○について
91	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 3 月 3 日付 西 3・9 周辺地区 事業終了時期の変更について
92	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 3 月 10 日付 西 3・9 周辺地区 権利者との調整状況について
93	④施行業者との打合せ記録	2017/4/14（金）付 第二回権利者集会

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
94	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 4 月 20 日付 西 3・9 再開発事業の基本計画について
95	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 5 月 15 日付 西 3・9 建築物の変更について
96	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 5 月 25 日付 西 3・9 打ち合わせ
97	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 6 月 1 日付 西 3・9 打ち合わせ
98	④施行業者との打合せ記録	2017/6/27 (火) 付 西 3・9 周辺地区第一種市街地再開発事業 第 3 回 権利者集会
99	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 7 月 14 日付 報告書
100	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 7 月 31 日付 西 3・9 打ち合わせ
101	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 8 月 7 日付
102	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 8 月 15 日付 西 3・9 事務所棟と宮坂側駐車場との空中接続について
103	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 8 月 22 日付 西 3・9 駐車場の整理に関する打ち合わせ等
104	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 9 月 11 日付 西 3・9 補償費に関する方向性の協議等
105	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 9 月 19 日付 西 3・9 事務所棟と宮坂側駐車場との空中接続について②
106	④施行業者との打合せ記録	2017/10/5 (木) 付 西 3・9 周辺地区第一種市街地再開発事業 第 4 回 権利者集会
107	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 10 月 11 日付 西 3・9 ○○○○について
108	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 10 月 20 日付 報告書
109	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 10 月 31 日付 西 3・9 実施設計の進捗について
110	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 11 月 8 日付 西 3・9 リーシング状況等

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
111	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 11 月 9 日付
112	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 11 月 13 日付 西 3.9 再開発事業の権利 変換〇〇〇〇について
113	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 11 月 15 日付 西 3・9 〇〇〇〇につ いて
114	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 11 月 16 日付 西 3・9 打ち合わせ
115	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 11 月 21 日付
116	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 12 月 1 日付 西 3・9 解体工事入札 について
117	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 12 月 11 日付 西 3・9 権利変換計画 の見直しについて
118	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 12 月 12 日・13 日付 西 3・9 権利変 換計画の見直しについて②
119	④施行業者との打合せ記録	平成 29 年 12 月 28 日付 西 3・9 解体工事入札 の条件について
120	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 1 月 10 日付
121	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 1 月 16 日付 情報開示の考え方につい て (従前資産の価額)
122	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 1 月 17 日付 情報開示の考え方につい て (保留床処分金)
123	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 1 月 24 日付
124	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 2 月 5 日付 西 3・9 権利変換認可に 係る手続きについて
125	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 2 月 13 日付 西 3・9 解体工事説明 会に関する報道について
126	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 2 月 15 日付 西 3・9 解体工事説明 会前打合せ
127	④施行業者との打合せ記録	平成 30 年 2 月 16 日付 報告書

NO	文書区分	非開示情報掲載文書
128	④施行業者との打合せ記録	平成30年2月26日付 西3・9 実施設計の納品について
129	④施行業者との打合せ記録	平成30年3月13日付 西3・9 実施設計等提出・打ち合わせ
130	④施行業者との打合せ記録	平成30年4月20日付 西3・9 打ち合わせ
131	④施行業者との打合せ記録	平成30年5月28日付 報告書
132	④施行業者との打合せ記録	平成30年5月30日付 西3・9 デベロッパーとの契約締結について
133	④施行業者との打合せ記録	平成30年6月7日付
134	④施行業者との打合せ記録	平成30年6月19、21日付 西3・9 着工遅れの可能性について
135	⑤権利者集会の案内状	2017.6.20付 権利者集会の開催について（ご案内）

別表2 非開示情報一覧

整理 番号	非開示情報		非開示根拠区分 (条例第7条○号)				非開示情報掲載文書
			1号	2号	4号	5号	
			個人 情報	法人 情報	審 議、 検 討 等 情 報	事 務 事 業 執 行 情 報	
1 (うち 再掲 整理 番号)	氏名、署名、職名、所属、印影、住所、生年月日、メールアドレス (公証人、市街地再開発事業に係る審査委員及び施行者の職員に係る情報を含む。)		○				1、2、3、9、10、11、12、13、22、27、28、29、45、50、51、54、55、57、64、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135
(1の1)	うち	公証人に係る情報（氏名、印影、所属）	○				9
(1の2)		審査委員に係る情報（署名、印影、住所、生年月日）	○				28、50、51、54、57
(1の3)		施行者の職員に係る情報（氏名、職名、メールアドレス）	○				1、2、13、50、51、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135
2	権利者の権利変換の内容・内訳 (権利変換に係る土地建物の変換前、変換後の持分、価格、面積、評価額、概算額等)			○			32、33、34、35、36、56

整理 番号 (うち 再掲 整理 番号)	非開示情報		非開示根拠区分 (条例第7条○号)				非開示情報掲載文書
			1号	2号	4号	5号	
			個人 情報	法人 情報	審 議、 検 討 等 情 報	事 務 事 業 執 行 情 報	
3	施行者の事業経営方針、経営内容等の内部情報（営業・販売活動の内容、販売計画・方針、資産内容、投資予定額、取引先、協議内容等、法人等の内部に関する情報）			○	○	○	38、49、50、51、59、60、61、62、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、128、129、130、131、132、133、134、135
(3の1)	うち	市と施行者の協議内容 (4号分)		○	○		68、72、76、79、82、85、86、87、88、89、92、95、96、97、99、100、101、102、103、104、107、108、109、110、111、112、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、128、129、130、131、132、133
(3の2)		市と施行者の協議内容 (5号分、市と施行者の契約及び交渉に係るもの)		○	○	○	68、101、114、115
4	設計図面中の建築物の仕上、仕様等、建築物の間取り、レイアウト、面積、室名等			○			15、16、17、18、19、21、24、25、26、30、31、39、40、41、42、47、48、52、58、62、66
5	法人の印影			○			3、4、5、6、7、8、10、11、13、14、20、23、27、37、43、44、46、53、56、63、65
6	登簿管理番号			○			9